

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和6年7月

1 許可取消しの原因

廃業届の提出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

※違法行為等による取消処分ではありません。

2 廃業業者一覧

	許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
全部廃業						
1	島根県知事許可 (般 03) 第3411号	(有)今岡工務店	今岡 秀夫	雲南市加茂町東谷4 3 - 1	許可を受ける全ての建設業	令和6年7月2日
一部廃業						
1	島根県知事許可 (般 03) 第9112号	(有)富士重機	谷口 恵子	江津市跡市町3 5 7 2 - 9	解	令和6年7月3日
2	島根県知事許可 (般 04) 第9163号	(株)エヌテック	仁宮 博美	松江市矢田町2 5 0 - 2 6	タ	令和6年7月11日

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土木工事業, 「建」建築工事業, 「大」大工工事業, 「左」左官工事業, 「と」とび・土工工事業, 「石」石工事業, 「屋」屋根工事業, 「電」電気工事業, 「管」管工事業, 「タ」タイル・れんが・ブロック工事業, 「鋼」鋼構造物工事業, 「筋」鉄筋工事業, 「舗」舗装工事業, 「しゅ」しゅんせつ工事業, 「板」板金工事業, 「ガ」ガラス工事業, 「塗」塗装工事業, 「防」防水工事業, 「内」内装仕上工事業, 「機」機械器具設置工事業, 「絶」熱絶縁工事業, 「通」電気通信工事業, 「園」造園工事業, 「井」さく井工事業, 「具」建具工事業, 「水」水道施設工事業, 「消」消防施設工事業, 「清」清掃施設工事業, 「解」解体工事業